

令和7年度 指名停止業者（令和8年3月24日公表）

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	措置要件	指名停止の理由
令和8年3月24日から 令和8年6月23日まで	国際航業株式会社 京都支店	京都市	別表第2-6-エ	中央公民館発注の「長岡京市立中央公民館において使用する電力の供給」において、見積徴取の決定後に契約を辞退した。
令和8年3月24日から 令和8年6月23日まで	東洋シャッター株式会社 京都支店	京都市	別表第2-4	建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していたとして、近畿地方整備局から建設業法第28条第3項による営業停止命令を受けた。